

新たに運転者を雇い入れた場合には！

STEP.1



過去3年間の事故歴の把握
(運転記録証明書等)

事故なし

事故あり

65歳未満

65歳以上

STEP.2



初任診断

過去3年間に初任診断を受診していた場合は除く。



適齢診断



特定診断

当協会主催
「初任運転者指導
講習会」
P4 参照

STEP.3



初任運転者特別指導

過去3年間に事業用自動車の
運転者として選任されてい
た場合は除く。



適齢運転者特別指導



初任運転者特別指導
(該当する場合)



事故惹起運転者特別指導



適齢運転者特別指導
(該当する場合)



初任運転者特別指導
(該当する場合)



実施時期

乗務する前に実施。

※但し、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施すること。



この他、雇入時健康診断を受診

※過去3ヶ月以内に受診した場合は除く。